

様式5 - 2

議案の提出(その2)

発議第 3 号

中小企業支援と最低賃金の引き上げを求める

意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成 30 年 6 月 21 日

提出者	米沢市議会議員	鈴木 藤 英
賛成者	〃	中 村 圭 介
	〃	太 田 克 典
	〃	工 藤 正 雄
	〃	佐 藤 忠 次
	〃	高 橋 英 夫
	〃	相 田 光 照
	〃	小 島 一
	〃	

米沢市議会議長 様

中小企業支援と最低賃金の引き上げを求める意見書（案）

現在、都道府県ごとに定められている最低賃金は、東京都の最高額 958 円から最低額 737 円であります。また山形県最低賃金は、739 円であり最高額との差は 219 円となっており、地方と都市部との格差は拡大しています。

政府は、「最低賃金を年率 3 %程度を目安として名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ全国加重平均が 1000 円となることをめざす。このため、最低賃金引き上げに対応し中小企業、小規模事業者の賃上げ環境の整備を行う」との方針を示しています。

最低賃金を引き上げ、地域間格差を可能な限り是正し、GDP の 60%を占める個人消費を拡大させることにより地域経済の活性化を確実なものとするのが求められています。

しかしながら、賃金の引き上げは、中小企業にとって経営に直結する大きな問題です。よって、賃金の上昇分が経営を圧迫することのないよう中小企業等に対して、賃金助成や税・社会保険料の減免など国の支援を拡大し、さらに大企業による下請け単価の買いたたきや一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを確立させるべきです。その上で最低賃金の引き上げを行い地域間の賃金格差を縮小すべきと考えます。

については、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 国は、中小企業等に対する支援の拡充を行い、併せて最低賃金の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 日

米沢市議会議長 島軒 純一

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様